

選挙監視との決別
～中国の台頭による民主主義の後退～

湯川ゼミ

国際公共政策学科 4年 2019年3月卒業見込み
02B15075 山田葵 (やまだ あおい)

法学科 4年 2019年3月卒業見込み
02A15101 中坪彩美 (なかつぼ あやみ)

第1節. はじめに

かつてハンティントンが民主化の「第三の波」と表現したように¹、1974 年頃からそれまで非民主主義的な体制を採用していた国々において、民主化の動きが多く見られるようになった。そして、フランシス・フクヤマが 1989 年の冷戦終結を「人類のイデオロギー進化の終焉であり、最良の政治体制として西洋の自由民主主義が普遍化したかたち」と評したように²、社会主義陣営の崩壊に伴い「国際社会において最終的に民主主義が勝利した」という認識が拡大し、特に欧米諸国による民主化支援の動きが活発化した。そのような民主化支援のひとつに選挙監視がある。

選挙監視とは、監視対象国の選挙プロセスについて、国外の選挙監視団がそれぞれの基準に基づいた監視を行い、報告書を作成するものである。これは強制的に実施されるものではなく、監視対象国が選挙監視団に対し依頼をするか、もしくは選挙監視団からの監視の申し出に対し、許可をすることによって実施される場合がほとんどである。主な選挙監視団としては、国際連合、欧州連合、欧州安全保障協力機構(OSCE)、米州機構(OAS)といった国際機関や地域統合体だけでなく、国際問題民主研究所(NDI)、国際共和研究所(IRI)、カーター・センターなどといった非政府組織もある。

初めて選挙監視が行われたのは、1962 年のコスタリカにおいてであり³、その後、選挙監視は南米を中心として世界中へ拡大していった。それに伴い、選挙監視の拡大や、選挙監視団を呼ぶ動機に関する研究が多くなされてきたが、選挙監視団を呼ぶ国家数の推移についての研究は 2011 年以降なされておらず、その分析対象も 2006 年の選挙までとなっている。

選挙監視団を呼ぶ国家数は、どのように推移してきたのか。これが、本稿における問いである。先行研究では、選挙監視団を呼ぶ国家数が右肩上がりが増えてきたこと、つまり選挙監視の拡大が唱えられてきたが、そのような動きは現在においても本当に観察できるのであろうか。本稿では、現在においてはそのような動きは観察できず、むしろ「選挙監視団を呼ぶ国家数は、2000 年代中頃までは増加を続けてきたものの、その後減少するという段階に突入した」と主張する。

第2節. 先行研究

本節では、本稿の問いに対する先行研究を整理する。

結論から述べると、従来の選挙監視研究においては選挙監視という慣行が世界大に拡大した、という面が強調され、その意味で選挙監視は規範の波及の成功例であるとされてきた。そのように基本的には右肩上がりでの増加が指摘される選挙監視の歴史的推移であるが、より詳細には以下の三つの時期に区分されている。すなわち、(1)選挙監視が誕生した第二次世界大戦後、(2)選挙監視が急激に増加した冷戦終結後、そして、(3)民主主義になること自体を目的とせず、民主主義であることを条件とした利益だけを目的として選挙監視団を呼ぶ国家が増加した 2000 年代中頃以降である⁴。

まず(1)の時期については、選挙監視は 1962 年のコスタリカをはじめとして、米国の政策のもとで

¹ Huntington, P. Samuel. The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century. Norman : University of Oklahoma Press, 1991. p.3.

² Fukuyama, Francis., "The End of History?," *The National Interest*, Vol. 16 (Summer, 1989), p.5.

³ Hyde, D. Susan, The Pseudo-Democrat's Dilemma : Why Election Observation Became an International Norm. New York : Cornell University Press, 2011. p.56.

⁴ *ibid.*, p.94.

南米を中心に徐々に世界中へ拡大していったとされており⁵⁶、(2)の時期については、冷戦期は西側諸国との同盟関係のみで利益を得ることができていたのに対し、冷戦後はそれだけで利益を得ることは難しくなったため、西側諸国に自国の民主化をアピールする手段として、選挙監視団を呼ぶ国が増えたとされている⁷。そして、(3)の時期については、民主化のアピールのために選挙監視団を呼ぶ国が増えたことで、選挙監視団を呼ぶことが民主化を目指していることを示す規範として定着した結果、利益の確保のために、純粋な民主主義国家だけでなく、多くの擬似民主主義国家も、選挙監視団を呼ぶようになったとされている⁸。

以上、先行研究を整理したが、いずれも「選挙監視団を呼ぶ国家数は右肩上がり増加する」と主張している。それに対し、本稿では「選挙監視の衰退」という第四の時期が既に訪れているのではないかと考える。それについては次節で詳述したい。

第3節. 仮説: 選挙監視の減少

本節では、「選挙監視団を呼ぶ国家数は、どのように推移してきたのか」という問いに対する仮説を提示する。はじめに主張の導出の過程を示し、次にそのメカニズムを示す。

選挙監視団を呼ぶにあたり最も重要なことは、選挙監視のコストと利益である。まず、コストについて、選挙監視の結果作成される報告書には、当該選挙のプロセスに対して肯定的な内容のものだけでなく、否定的なものも存在する。否定的な報告書は国際社会に対する強力なメッセージとなり⁹、経済制裁や援助の減額、そして国際機構におけるメンバーシップの停止といった強制的な措置に有意につながりやすい¹⁰。つまり、選挙監視団を呼ぶという行為には、監視対象国にとって「制裁を受けるかもしれない」というコストが内在しているのである。選挙監視の結果、実際に制裁が与えられた例としては、2006年のベラルーシの大統領選挙に対するEUの措置を挙げることができる¹¹。また、2000年のジンバブエの大統領選挙では、選挙の不正が発覚した結果、援助が停止されている¹²。以上のことから選挙監視団を呼ぶことは、監視対象国の選挙不正が発覚する可能性を高め、それが「制裁」につながることもある、という意味においてコストを内包しているといえる。

他方、選挙監視には利益もある。すなわち、選挙監視の結果、自由で公正な選挙をしており、民主主義であると認められた国には「援助」が与えられる¹³。選挙監視の結果と援助が結び付けられていることを示す例としては、2005年のベネズエラ議会選挙をあげることができ、米国はベネズエラへの援助を行うかどうか決めるにあたり、選挙監視レポートの結果を重要視していたという事実がある¹⁴。このようなことから、選挙監視団を呼ぶという行為には、「援助をもらえる可能性がある」という利益

⁵ *ibid.*, p.56.

⁶ Santa-Cruz, Arturo. International Election Monitoring, Sovereignty, and the Western Hemisphere Idea: The Emergence of an International Norm, London : Routledge, 2010, p.44.

⁷ Hyde, *op. cit.*, pp.67-70.

⁸ Kelley, Judith. Monitoring Democracy: When International Election Observation Works, and Why It Often Fails, New Jersey : Princeton university press, 2012, p.27.

⁹ 湯川拓「選挙監視は誰に何を伝えるか—選挙監視の効果についての理論的考察—」『国際政治』192号(2018年)、83ページ。

¹⁰ 同上

¹¹ 同上

¹² 同上

¹³ 同上

¹⁴ Sullivan, P. Mark. Venezuela: Political Conditions and U.S. Policy Washington D.C. : Congressional

が内在しているといえる。

以上を踏まえ、監視対象国は「制裁を受けるかもしれない」というコストを認識しつつも、「先進国からの援助」という利益を求め、合理的な判断の結果、選挙監視団を呼んできたのである。そうであるならば、監視対象国にとって、選挙監視の利益、つまり「先進国からの援助」が必要でなくなった場合には、選挙監視団を呼ぶこと自体がコストでしかなくなり、選挙監視団を呼ぶのをやめるという判断に至るのだと考えることができる。これが本稿の骨格を成す論理である。

では、「先進国からの援助」が必要でなくなるのはどのような場合か。そのような場合として「2000年代中頃からの中国の台頭」を示したい。中国による対外援助は2007年頃から2019年現在にかけて拡大を続けてきており¹⁵、その対象はアフリカやアジアを中心に、非常に広範にわたっている。このような中国からの援助は、「民主主義であること」を条件にしないという点で、先進国からの援助とは大きく異なる。民主主義を目指すことは、十分に民主化ができていない国にとっては高いハードルとなるため、民主主義を目指さずとも「援助」という利益がもらえるのであれば、合理的な判断として、先進国からの援助よりも、中国からの援助を選択する国が現れるだろう。その結果、先進国からの援助を得るために呼んでいた選挙監視団は、もはやそのような国にとって魅力的ではなくなり、呼ぶことをやめるはずである。

以上を踏まえ、「選挙監視団を呼ぶ国家数は、どのように推移してきたのか」という問いに対し、本稿では、「選挙監視団を呼ぶ国家数は、2000年代中頃までは増加を続けてきたものの、その後減少するという段階に突入した」という主張を提示する。次節でこの主張の実証を行う。

第4節. 実証

本節では、「選挙監視団を呼ぶ国家数は、2000年代中頃までは増加を続けてきたものの、その後減少するという段階に突入した」ことを示すために、選挙監視団を呼ぶ国家数の推移と、選挙監視団を呼ぶのをやめる国が現れてきたメカニズムについて実証を行う。選挙監視団を呼ぶ国家数の推移については、選挙監視団が公開しているレポートを用い、選挙監視団を呼んでいる国家数の推移がどのようになっているのか、また、選挙監視団を呼ぶのをやめた国がどの時点で、どれほど存在しているのかを示す。次に、メカニズムの実証については、カンボジアのケースを用い、筆者の主張が成り立つことを実証する。

4-1. データの収集とマクロ的実証

本項では、「選挙監視団を呼ぶ国家数は、2000年代中頃までは増加を続けてきたものの、その後減少するという段階に突入した」ということをデータからマクロ的に実証する。実証にあたって、まず、素朴に選挙監視団を呼んだ選挙をカウントする。上述のように、先行研究では2007年までの選挙に対してしかこのような試みがなされてこなかったために、分析期間を2018年までに拡大することにこの作業の意味がある。

その結果が図1である。これは、世界各国の選挙の中で、本稿で扱う選挙監視団のいずれかを呼んだうえで実施された選挙だけを取り出し、その数の推移を示したものである。先に述べたように、

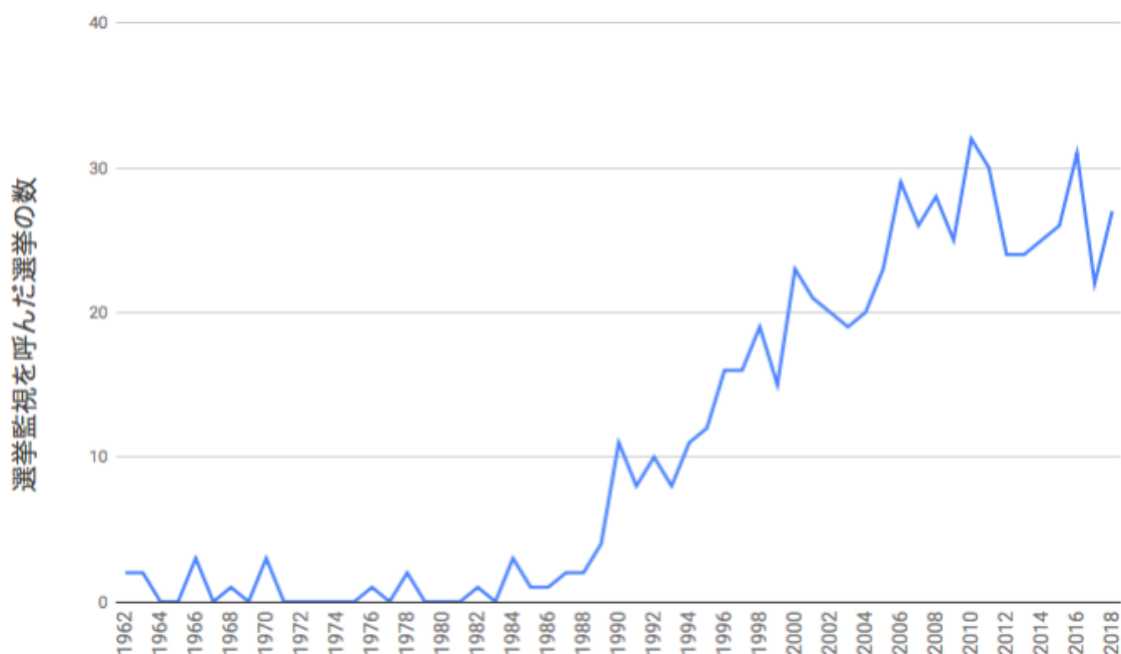
Research Service Research for Congress, 2009, p.33.

¹⁵ 北野尚宏「中国の対外援助:現状と課題」2018年, 7-8 ページ. https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/publication/other/175nbg00000x36id=att/other_20181005_JP.pdf 2019年1月4日 DL.

選挙監視は強制的なものではなく、監視対象国からの依頼、もしくは選挙監視団からの監視の申し出に対する許可によって実施される場合がほとんどであるため、選挙を実施する上で選挙監視団を呼ぶかどうかは、それぞれの国の判断による。また、同一の選挙において、複数の選挙監視団を呼ぶという国も少なからず存在するが、そのような場合は、呼んだ選挙監視団分を数え上げるのではなく、一つの選挙を呼んだものとして数え上げている。

図1を見ると、1963年から1988年にかけては、ほとんどの国が選挙監視団を呼んでおらず、その後、1989年ごろから2010年ごろにかけて、選挙監視団を呼んでいる国が、右肩上がりに増加していることがわかる。これは、先行研究においてハイドらが述べていた理論にも一致する。しかし、注目すべきは、その後、2011年ごろから、2018年にかけて、選挙監視団を呼ぶ国は、右肩上がりの増加の動きを見せず、むしろやや減少傾向に入っているという点である。このような現象は、「2000年代中頃以降、民主主義を希求せずに選挙監視団を呼ぶ国が増加する」というハイドの主張に沿わない時期に到達したと共に、本稿が前節において論理的に提示した仮説と適合的な傾向にある事を示している。

図1: 選挙監視団を呼んだ選挙の数



(出典: 著者作成¹⁶)

次に、選挙監視団を呼ばなくなるという行為に注目してみたい。すなわち、「それまで選挙監視団を呼んでいた国が呼ばなくなるようになる」という現象を網羅的・体系的にカウントするのである。これ

¹⁶ 選挙監視団レポート(参考文献参照)

はより直接的に「選挙監視との決別」という本稿の問題設定と噛み合うと共に、この作業自体、本稿が初の試みであり意義があると考えられる。その際、どのような状態を「選挙監視団を呼ぶのをやめている」と判断するのかという判定基準については、本稿では「1962年から2018年の間に継続して三回以上選挙監視団を呼んでいた国の中で¹⁷、ある年の国政選挙において選挙監視団を呼ばなくなり、その後もそのような状況が継続していること」とする。

また、以上の場合でも、十分に民主化したことを理由に選挙監視を呼ばなくなった国(クロアチアやラトビアなど)は除外する。これらの国は「民主化を達成すること」自体が目的であったと考えられるため、本稿の分析の趣旨に沿わないからである。民主化度合いをはかる指標としては、Freedom Rating(以下、FR)を用いる¹⁸。

選挙監視団については、監視基準や監視結果の信頼性を鑑みて、欧州安全保障協力機構(OSCE)、欧州議会、欧州評議会議員会議(PACE)、欧州連合(EU)、カーター・センター、共和党国際研究所(IRI)、国際問題民主研究所(NDI)、米州機構(OAS)を扱うこととする。ハイドとマリノフは、国際的な選挙監視団からの情報は一様に信頼できるとはいえ、先に述べた八つの選挙監視団については“reputable observers”として取り上げているものの、独立国家共同体(CIS)や上海協力機構(SCO)などは明らかに信頼できない選挙であるとしており、本稿ではそのような選挙監視団は研究の対象から除外した¹⁹。“reputable observers”の定義については、「これまで積極的に他国の選挙を批判したことがあり、受け入れ国の政府側と反政府側のどちらからも独立している選挙監視団」とされている²⁰。

その結果が図2である。これは、選挙監視団を呼ぶのをやめた国家数の推移を示したものであり、表1はその内訳となる。選挙監視団を呼ぶのをやめた国が現れるのは2010年が初めてであり、それまでは、十分に民主化したことを理由に選挙監視団を呼ぶのをやめた国は存在するものの、本稿における判断基準に沿う形で選挙を呼ぶのをやめた国は全く存在しない。その意味で、この作業を通して、選挙監視は減退期に入ったという本稿の仮説が極めて鮮やかに示されたと言える。

¹⁷ 本稿で扱う選挙監視団のいずれかから呼んでいたこととする。

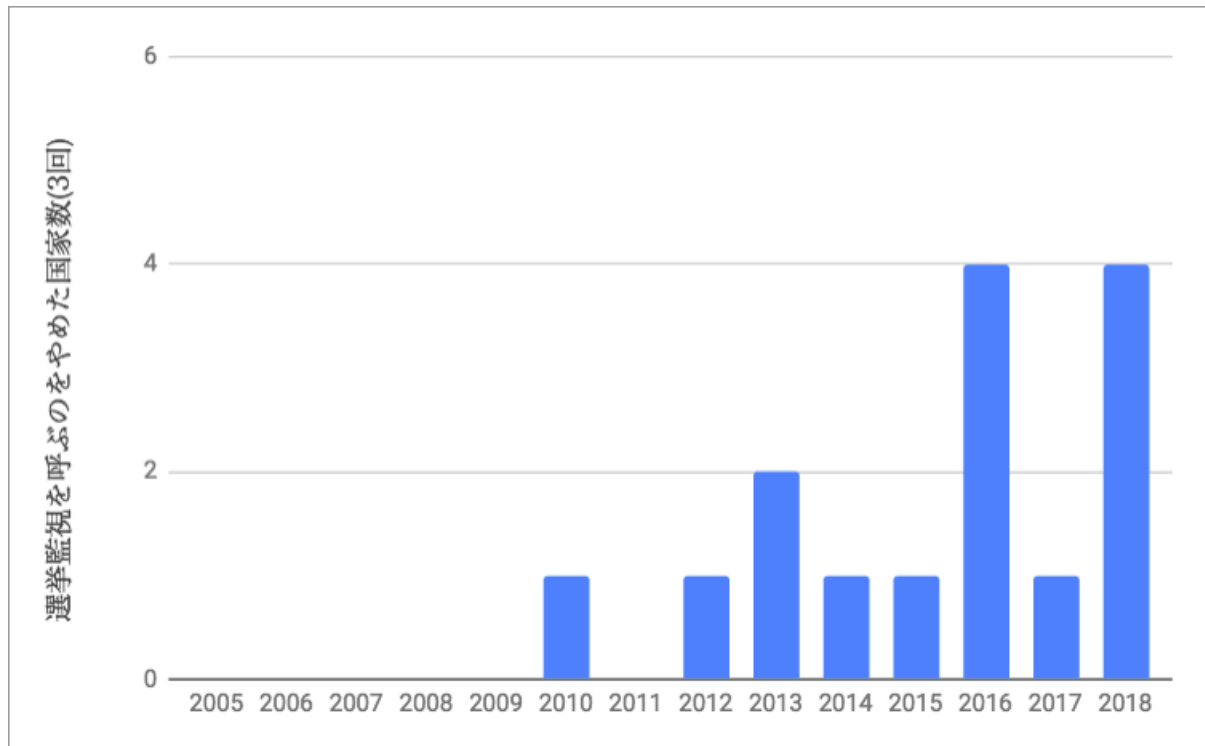
¹⁸ Freedom House, 2018, <https://freedomhouse.org/report/freedom-world/freedom-world-2018> 2019年1月4日DL.

¹⁹ Hyde, Susan D. and Nikolay Marinov., “Information and Self-Enforcing Democracy: The Role of International Election Observation,” *International Organization*, Vol. 68, No. 2 (Spring, 2014), p.337.

²⁰ *ibid.*, p.343.

²¹ *ibid.*, p.339.

図2: 選挙監視団を呼ぶのをやめた国家数



(出典: 著者作成²²)

表1: 選挙監視団を呼ぶのをやめた国

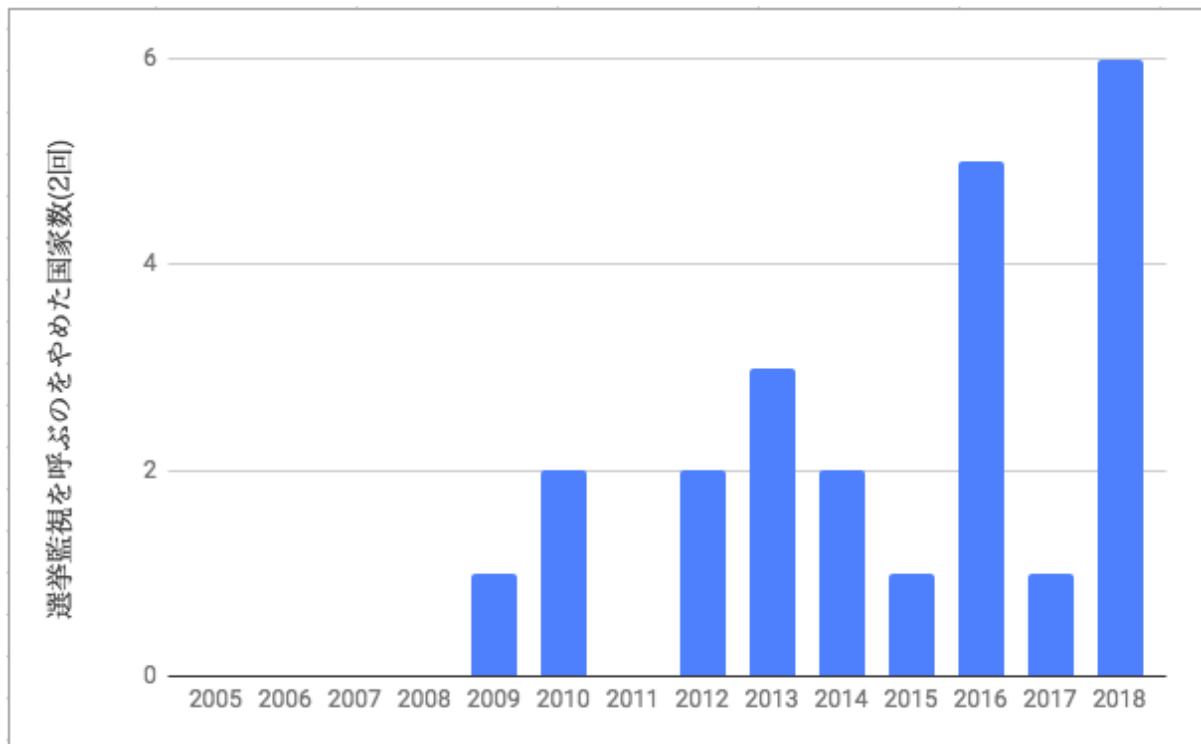
2010	ベネズエラ			
2011				
2012	イエメン			
2013	カンボジア	トーゴ		
2014	インドネシア			
2015	エジプト			
2016	ニカラグア	ジャマイカ	ニジェール	コートジボワール
2017	東ティモール			
2018	アフガニスタン	ギニアビサウ	ネパール	アルメニア

(出典: 著者作成²³)

²² 選挙監視団レポート(参考文献参照)

なお、これまでの議論では「選挙監視をやめる」という行為の判定基準に関して「継続して三回以上選挙監視団を呼んでいた国の中で」としたが、そのことの恣意性を避けるため、「三回以上」ではなく「二回以上」に判定基準を変えて作成したグラフが、図3である。「二回以上」の場合も、図2と同じ傾向が看取された。

図3:選挙監視団を呼ぶのをやめた国家数(二回)



(出典:著者作成²⁴)

以上に示した事実は、先行研究に対し正面からの反駁を加えている。というのも、先行研究では、選挙監視団を呼ぶ国は右肩上がりで増加を続けると述べられてきており、規範の波及という側面ばかりが強調されてきたからである。しかし本稿では初めて「選挙監視団を呼ぶのをやめる」こと自体のデータを収集し、その結果、2010年に初めて選挙監視団を呼ぶのをやめる国が登場し、その後も2011年を除けば毎年のように選挙監視団を呼ぶのをやめる国が存在しているという驚くべき傾向が存在することを明らかにした。

さらに、注目に値するのは、本稿が国際社会の「民主主義」という価値の変化を可視化することに成功した点である。これまで、選挙監視は民主化支援の手段のうちの一つとして位置付けられてきており、冷戦後、国際社会において民主主義が重要な価値となった時代に合わせて選挙監視も拡大してきた。そのことを考えると、それまで十分に民主化したこと以外で、選挙監視団を呼ぶのをや

²³ 選挙監視団レポート(参考文献参照)

²⁴ 選挙監視団レポート(参考文献参照)

める国が存在していなかったにも関わらず、2010年以降そのような国が現れるようになり、さらにそのような国が増加しつつある傾向にあるということは、国際社会における「民主主義」という価値自体に、変化が現れていること、つまり「民主主義の後退」を示すことになるだろう。「民主主義が後退している」ということが「選挙監視団を呼ぶのをやめる」という現象によって、可視化されたのである。

4-2. 事例分析:カンボジア

以上のマクロ的な実証により選挙監視が減退期に入ったことは極めて説得的に示すことができた。しかし、それだけではまだメカニズムが実証されていない。すなわち、選挙監視団を呼ばなくなった理由が、本稿が想定した「中国要因」であるということまでは実証されていない。そのような因果関係の実証のためには、ミクロ的な事例分析が必要となる。

それを踏まえ、本項では、カンボジアの事例を用いて実証分析を行う。カンボジアを選定するのは実証のために相応しいケースだからである。すなわち、カンボジアはこれまで否定的な監視結果が出され続けていたにも関わらず、継続して選挙監視団を呼んできており、カンボジアにとって選挙監視はコストと比べて利益が大きいと言え、選挙監視団を呼ぶのをやめそうにない事例、つまり筆者の主張に当てはまりそうにない事例であると言える。また、カンボジアは選挙監視の代表的な事例であり、研究も数多くなされているため、本稿ではカンボジアを用いる²⁵。以下、実証を行う。

カンボジアが初めて選挙監視団を呼んだのは1998年の第二回国民議会選挙であり、その後、2003年、2008年と継続してEUの選挙監視団を呼んでいる。選挙監視団が公表しているレポートでは、2003年の選挙に関して、十分に民主的に選挙が実施されたとは言えず、未だ課題が残っているという趣旨の判定がなされている²⁶²⁷。

前節で述べたように「制裁を受けるかもしれない」というコストがあるにも関わらず、カンボジアが選挙監視団を呼ばざるを得なかったのは、選挙監視団を呼ぶことで得られる可能性のある、「援助」を求めていたからである。実際に、カンボジアは2007年の時点で、貧困ラインを下回る貧困層の割合が全国民の35%を占めており、1992年から2005年までの間に6267億円の支援を受けていた他、ODA支援額としても国家予算とほぼ同規模の支援を受けており、GDPに占めるODAの割合は12%と、ODA依存率が高い国であった²⁸。このように、カンボジアには他国からの支援が必要であったのである。

このようなカンボジアに対し、欧米諸国は監視結果と援助をリンクさせており、実際に米国の議員は、第五回国民議会選挙に関して「7月28日の選挙において自由で公正であるという判定がなされなかった場合、カンボジアに対する直接の援助を打ち切る」といった発言をしており、カンボジアに対する援助をするかしないかの判断に、選挙監視の結果を考慮することを示している²⁹。

以上のように、カンボジアは「援助」という利益を求めるがゆえに選挙監視団を呼ばざるを得ない状

²⁵ Hyde, op. cit., p.178.

²⁶ 1998年のレポートが公開されていないため、ここでは2003年のレポートについて述べる。

²⁷ EU Election Observation Mission Cambodia 2003 Final Report on the Elections of the Members of the National Assembly, European Commission, 2003, https://cdn4-eeas.fpfis.tech.ec.europa.eu/cdn/farfuture/2OWHHPvs277uhkSTKbuJwNLjLw1Cb-flwSlJuW7QA/mtime:1495016080/sites/eeas/files/final_report_0.pdf 2019年1月4日DL.

²⁸ 小西洋子「カンボジアにおける援助協調と援助効果向上に係る取り組みと課題」『国際協力研究』Vol.23 No.1(通巻45号)、2007年、15ページ。

²⁹ The Phnom Penh Post, Jul. 11, 2013.

況であったと言えるが、あることをきっかけに、そのような状況に変化が見られるようになる。それは、「中国の台頭」である。カンボジアにおける「中国の台頭」については援助、貿易、投資の観点から述べる事ができる。まず、援助について、1992年の国連カンボジア暫定統治機構(UNTAC)後、カンボジアに対して多額の援助を供与してきたのは日本であり、日本が最大援助供与国であったのであるが、2005年ごろから中国がカンボジアに対する直接の二国間援助に乗り出す動きをみせ、その後中国はカンボジアに対する援助を急拡大させ、2009年には日本を追い抜き、カンボジアに対する最大援助供与国になった³⁰。中国による正確な支援額についてはODA統計が存在せず、明らかになっていないが、米国のCRS(Congressional Research Service)が公表している報告書によると、2007年から2009年までの合計で2億3600万ドルの援助を約束していたとされている³²。中国による援助の例としては、カンボジアの首都プノンペン中心部に建設され、2009年に完成した閣僚評議会の建物や、水供給支援事業、また、公務員などの人材育成事業などを挙げることができる³³。

また、増加する中国からの援助に反比例して、欧米ドナーの存在感が薄まりつつあるという事実もある。カンボジア政府の「開発協力とパートナーシップ報告書」によると、2007年から2014年のドナー地域別の援助額比率で、中国は11.9%から23.8%と大きく拡大する一方で、欧米ドナーは27.2%から20.9%と縮小しているのである³⁴。

次に、貿易について、カンボジアの最大輸出相手国は米国であるが、輸入に関しては、2010年ごろより中国からの輸入量が増加しており、2018年現在においても中国が最大輸入相手国となっている³⁵。

最後に、投資について、カンボジアに対する、1994年から2014年までの投資の累計認可額は中国が第一位であり、その投資額は、米国の8倍にもものぼる。このような事実によって中国による投資が「拡大」したとまでは言えないが、援助や貿易における中国の影響力の拡大に合わせて、投資という点においても中国の影響力が大きい状態が続いていることがわかるだろう³⁶。

以上のような「中国の台頭」がカンボジアにもたらした変化とは、それまで選挙監視団を呼ぶことで得ようとしてきた、「援助」を必要としなくなったことである。そのことに関しては、カンボジアにおいて30年以上実権を握っているフン・セン首相が多くの場で発言している。

フン・セン首相は、2013年に「米国がカンボジアの選挙を違法なものとみなすのであれば、カンボジアにとって米国からの援助は必要ではなく、また米国からの援助が減少したとしても、その代わりに中国による援助によってカンボジアは支えられるため問題ない」という趣旨の発言をしており、

³⁰ 外務省ホームページ「カンボジア国別評価報告書第2章：カンボジアの開発と日本および他ドナーの援助動向」2006年、
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/cambodia/pdfs/kn05_01_02.pdf 2019年1月4日DL。

³¹ 日本国際問題研究所「中国の対外援助」2012年、
http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/H23_China/H23_China_AllReports.pdf 2019年1月4日DL。

³² 稲田十一「カンボジアの復興開発プロセスと日本の援助・投資」『専修大学社会科学年報』第47号、2013年、13ページ。

³³ 同上

³⁴ 日本貿易振興機構(JETRO)「日本と中国の援助から見るカンボジア」2017年、
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2017/2cb57d1a604b9c1c.html> 2019年1月4日DL。

³⁵ 日本貿易振興機構(JETRO)「カンボジア：世界貿易投資報告」2018年、
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kh/gtir.html> 2019年1月4日DL。

³⁶ 日本貿易振興機構(JETRO)「カンボジア情勢と日・カンボジア関係」2016年、
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/kankei.html> 2019年1月4日DL。

³⁷ The Phnom Penh Post, Jul. 10, 2013.

2017 年には、新聞などの一部のメディアが「米国からの援助が減少しており、そのことはカンボジアにとって望ましい状態でない」と報道していたことに対し、「米国からの援助が減少したことはカンボジアにとって何の問題もない」と発言している³⁸³⁹

さらに同年 12 月には、最大野党であるカンボジア救国党を弾圧⁴⁰したことへの対応として、EU や米国が、目前に控える国政選挙に向けて選挙支援の動きを強め、また米国がカンボジアの官僚に対してビザ申請に関する制裁を加える動きを見せていることに対して、「カンボジアは他国からの支援や干渉を必要としていない」といった趣旨の発言をしている⁴¹。

最後に、2018 年には「中国との関係が深まるにつれて、フン・センは西側諸国に対して『もう資金援助は必要ない』と露骨に伝えるようになった」との報道もなされている⁴²。以上述べたように、カンボジアは、それまで選挙監視団を呼ぶことで得ようとしてきた、民主主義を条件とした「援助」を必要としなくなったのである。

それにより、選挙監視のコストと利益という観点から、カンボジアにとっては選挙監視団を呼ぶことの利益が必要ではなくなり、コストのみが残ることとなり、その結果としてカンボジアは選挙監視団を呼ぶのをやめるのである。

表3:カンボジアの選挙年表

	1998	2003	2008	2013	2018
選挙名	第二回国民議会選挙	第三回国民議会選挙	第四回国民議会選挙	第五回国民議会選挙	第六回国民議会選挙
選挙監視団を呼んだか	呼んだ	呼んだ	呼んだ	呼んでいない	呼んでいない
Freedom Rating	6	5.5	5.5	5.5	—

(出典:著者作成⁴³)

表3にあるように、カンボジアは 1998 年の第二回国民議会選挙から 2008 年の第四回国民議会選挙にかけて三回選挙監視団を呼んでいたが、その後 2013 年の第五回国民議会選挙と 2018 年の第六回国民議会選挙では選挙監視団を呼ぶのをやめている。また、2013 年の FR は 5.5 であり⁴⁴、

³⁸ The Phnom Penh Post, Aug. 4, 2013.

³⁹ The Cambodia Daily, Jun. 6, 2017.

⁴⁰ カンボジア救国党に不利となるような政党法の改正が行われ、その後救国党の党首が逮捕され、救国党は解党させられる事態となった。

⁴¹ The Phnom Penh Post, Dec. 25, 2017.

⁴² ニューズウィーク日本版 2018 年 8 月 9 日, <https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2018/08/post-10751.php> 2019 年 1 月 4 日 DL.

⁴³ 選挙監視団レポート(参考文献参照)

⁴⁴ FR には 2018 年のデータが存在せず、表には記載していない。参考までに 2017 年は 5.5 となっている。

カンボジアは十分に民主化した結果、選挙監視団を呼ばなくなった訳ではないことが分かる。

第5節. おわりに

以上述べてきたように、「選挙監視団を呼ぶ国家数は、どのように推移しているのか」という問いに対し、本稿では、「選挙監視団を呼ぶ国家数は、2000年代中頃までは増加を続けてきたものの、その後減少するという段階に突入した」と主張した。これまでの研究では、選挙監視団を呼ぶ国家数は右肩上がりが増加するとされてきており、「選挙監視団を呼ぶのをやめる」ことに着目した研究は存在しなかった。そこで、本稿では、これまで研究がなされてきた時期には存在していなかった「中国の台頭」を軸に、研究を行った。

筆者の主張は、「監視対象国は先進国からの援助を得るために『制裁を受けるかもしれない』というコストを払ってでも、選挙監視団を呼ばざるを得ない状況であったが、2000年代中頃から、民主主義を必要としない中国からの援助が始まった結果、先進国からの援助が必要なくなり、選挙監視団を呼ぶのをやめる」というものである。

本稿の最大の意義は、「選挙監視を呼ぶのをやめる国が増えてきた」という事実を、独自に構築したデータの下に実証的に示して見せた点にあるだろう。シンプルな事実の指摘だけに、その意義は大きい。それは従来は成功例として語られてきた選挙監視規範の語り口を大きく変えることになるだろう。さらに、その背景・メカニズムとして中国要因が存在することを事例分析によって実証することもできた。

さらには、選挙監視の退潮を指摘することを通して、それまで重要な価値として国際社会において共有されてきた「民主主義」が後退し始めている、ということも示すことができると筆者は考える。先に述べたように、民主主義の後退については可視化が難しいとされてきたが、民主主義を目指そうとしていることのシグナルとして機能するという特徴をもつ選挙監視について、その動向を観察することで、国際社会における、民主主義という価値の捉えられ方の変化を指摘することが可能なのである。その意味で、本稿では民主主義の後退を可視化したと言えるだろう。民主主義という価値の変化を可視化する手段として、今後の選挙監視について研究の蓄積を期待したい。

参考文献

選挙監視団レポート

- OSCE(Organization for Security and Co-operation in Europe), 2018, <https://www.osce.org/odhr/elections/calendar> 2019年1月4日 DL.
- European Parliament, 2018, http://www.europarl.europa.eu/intcoop/election_observation/missions20142019_en.htm 2019年1月4日 DL.
- PACE(Parliamentary Assembly Council of Europe), 2018, <http://semantic-pace.net/default.aspx?search=dHlwZV9zdHJfZW46IkVsZWNOaW9uIG9ic2VydmF0aW9uIHJlcG9ydCI=&lang=en> 2019年1月4日 DL.
- EU(European Union), 2018, https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/16679/list-eu-eom-and-eem-missions-1993-2018_en 2019年1月4日 DL.
- Carter Center, 2018, https://www.cartercenter.org/news/publications/election_reports.html 2019年1月4日 DL.
- IRI(International Republican Institute), 2018, <https://www.iri.org/type/election-observation-assessment-reports> 2019年1月4日 DL.
- NDI(National Democratic Institute), 2018, <https://www.ndi.org/international-election-mission-chronological> 2019年1月4日 DL.
- OAS(Organization of American States), 2018, <http://www.oas.org/EOMDatabase/default.aspx?Lang=En> 2019年1月4日 DL.